

男鹿市告示第152号

市民応援プレミアム付商品券事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年12月26日

男鹿市長 菅原 広二

市民応援プレミアム付商品券事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食料品を中心に物価高騰の影響が家計の負担になっていることから、その負担を軽減し消費を下支えするとともに、市内店舗の利用促進を図り市内経済を活性化させるため、男鹿市商工会（以下「商工会」という。）が実施する市民応援プレミアム付商品券事業（以下「商品券事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 商工会は、補助金の交付を受けようとするときは、市民応援プレミアム付商品券事業費補助金交付申請書（様式第1号）及び商工会において実施する商品券事業に係る事業計画等を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の条件等)

第4条 補助金の交付を決定するに当たっては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
- (2) 次に掲げる場合は、予め市長の承認を受けること。
 - ア 総事業費の20%を超える増減がある場合
 - イ 補助金所要額が交付決定額を超える場合
 - ウ 補助金所要額が交付決定額の20%を超える減額となる場合
 - エ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 法令その他の関係規定を順守するとともに、市長の指示及び命令事項を確実に履行すること。

2 前項第2号の規定による承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。

- (1) 市民応援プレミアム付商品券事業費補助事業変更承認申請書（様式第2号）
- (2) 市民応援プレミアム付商品券事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

3 第1項に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項については、別に条件を付するものとする。
（補助金の交付決定等）

第5条 市長は、第3条の交付申請について規則第6条の規定に基づき審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第7条各号及び前条各項に掲げる条件を付して市民応援プレミアム付商品券事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項第1号による申請書を受けた場合において、申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当であると認めた場合は、市民応援プレミアム付商品券事業費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

3 市長は、前条第2項第2号による申請書を受けた場合において、申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その申請に係る補助事業の状況を確認し、不適當である場合を除き市民応援プレミアム付商品券

事業費補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（実績報告）

第6条 商工会は、補助事業が完了したとき又は前条第3項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了した日又は中止若しくは廃止した日から起算して30日を経過する日又は前条の交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、市民応援プレミアム付商品券事業費補助金実績報告書（様式第7号）及び規則第13条に定める書類を添付し、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第7条 市長は、前条の報告を受けた場合には、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第4条第1項第2号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市民応援プレミアム付商品券事業費補助金確定通知書（様式第8号-1又は様式第8号-2）により商工会に通知する。

2 市長は、商工会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金の交付は、前条の補助金の額の確定の後に行うものとする。

（補助金の概算払い）

第9条 前条の補助金の交付に当たり、市長が補助事業の遂行上必要と認めるときは、第5条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で全部又は一部を概算払いすることができる。

2 商工会は、前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、市民応援プレミアム付商品券事業費

補助金概算払申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の概算払申請書が提出されたときは、その内容について審査し、妥当であると認めるときは、市民応援プレミアム付商品券事業費補助金概算払決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（証拠書類の保存）

第10条 商工会は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めのない事案が生じた場合、別途市長と協議を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条に規定する補助金の交付決定等、第6条に規定する実績報告及び第7条に規定する補助金の額の確定等並びに第8条に規定する補助金の交付に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助率
市民応援プレミアム付商品券事業において発行する商品券のプレミアム分に相当する額（2割分）	10分の10以内
事務経費 商品券等の印刷費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、手数料のほか市長が必要と認める経費	